大阪府条例第　　　号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

例

　知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （知事の給料及び期末手当の特例）第一条　知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。２　（略） | （知事の給料及び期末手当の特例）第一条　知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。２　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和四年四月一日から施行する。